

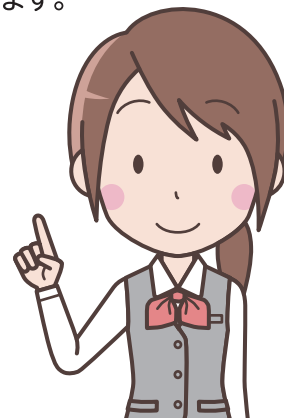
# 後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

## 平成30年8月から、高額療養費制度が変わります。

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた**自己負担限度額(高額療養費算定基準額)**を超えて支払った医療費を払い戻す制度です。自己負担限度額(月額)は、個人もしくは世帯の所得に応じた「**所得区分**」によって決まっており、下表のように変わります。

平成30年7月まで

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		標準負担額(1食当たり食事代)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)	入院時食事代	療養病床
3割	現役並み所得者	57,600円	80,100円 <small>医療費が267,000円を超えた場合は、(医療費-267,000円)×1%を加算(多数回該当の場合44,400円)※1</small>	460円	460円 又は 420円
	一般	14,000円 <small>年間上限額は144,000円</small>	57,600円 <small>(多数回該当の場合44,400円)※1</small>		210円 <small>(長期入院は160円)</small>
1割	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円	100円	130円
	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	8,000円	15,000円		



平成30年8月から

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		標準負担額(1食当たり食事代)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)	入院時食事代	療養病床
3割	現役並みⅢ <small>(課税所得690万円以上)</small>	<b>252,600円</b> <small>医療費が842,000円を超えた場合は(医療費-842,000円)×1%を加算(多数回該当の場合140,100円)※1</small>		460円	460円 又は 420円
	現役並みⅡ(現役Ⅱ)※2 <small>(課税所得380万円以上)</small>	<b>167,400円</b> <small>医療費が558,000円を超えた場合は(医療費-558,000円)×1%を加算(多数回該当の場合93,000円)※1</small>			
	現役並みⅠ(現役Ⅰ)※2 <small>(課税所得145万円以上)</small>	<b>80,100円</b> <small>医療費が267,000円を超えた場合は(医療費-267,000円)×1%を加算(多数回該当の場合44,400円)※1</small>			
1割	一般	18,000円 <small>年間上限額は144,000円</small>	57,600円 <small>(多数回該当の場合44,400円)※1</small>	210円 <small>(長期入院は160円)</small>	210円
	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)※2	8,000円	24,600円	100円	130円
	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)※2	8,000円	15,000円		

※1 多数回該当の自己負担限度額は、過去12か月以内(診療当月を含む)に3回以上高額療養費が支給されている場合に4回目以降は記載の各負担金額が自己負担限度額となります。

※2 認定証の適用区分には、( )内の表記で記載されます。

医療機関を受診する際、下記認定証を提示すると、窓口負担が自己負担限度額までになります。

「現役Ⅰ」及び「現役Ⅱ」に該当する方



「限度額適用認定証」

※新たに「限度額適用認定証」の申請が必要です。

「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に該当する方



「限度額適用・標準負担額減額認定証」

※入院時の食事代も減額されます。

認定証の交付を受けるには、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口で、申請手続きを行ってください。

後期高齢者医療制度に加入前の保険で認定証を受けていた方も、改めて申請が必要です。

詳しくは、こちらへお問い合わせください。

お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口

又は 長崎県後期高齢者医療広域連合

長崎市栄町4番9号  
TEL095-816-3930